

京丹後市役所増築棟番号発券機備品購入事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、本市で現在建設している増築棟1階窓口番号発券機を設置することにより、来庁者が1箇所の窓口で手続きを完結するための体制を整えるとともに、混雑緩和及び待ち時間の快適化を図り窓口サービスを向上させること並びに案内機能を充実させることを目的に、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

(1) 事業名 京丹後市役所増築棟番号発券機備品購入事業

(2) 納品日 令和7年6月30日(月)～令和7年8月29日(金)

※工事の進捗状況により変更となる場合は、協議の上決定する。

(3) 履行期限 令和7年9月30日(火)まで

※工事の進捗状況により変更となる場合は、協議の上決定する。

(4) 事業費の上限額 7,370千円(消費税及び地方消費税込み)

(5) 事業内容 ①京丹後市役所増築棟1階への番号発券システム機器一式の納品・設置
②設置機器の操作研修

(6) 設置場所、設置機器

①設置場所 京丹後市役所増築棟1階 窓口カウンター他

②設置機器

・番号発券システム機器一式

(発券機、番号表示モニター、受付呼出操作機器、番号表示器 他)

※増築棟1階窓口(ワンストップ窓口)8箇所、証明書発行専用窓口(スピード窓口)2箇所に対応できるもの。

③機能要件(ワンストップ窓口への対応)

窓口へのスムーズな誘導のため、目的別・窓口別の受付票の発券、番号モニター及び音声による呼出し等の標準的な機能に加え、業務に応じて対応窓口が変わるのではなく、来庁者が希望する手続きが1箇所に対応可能とするため、職員を呼び出す等の機能があること。

3. プロポーザル参加資格の要件

(1) 京丹後建設工事等に係る指名停止等措置要綱(平成16年4月1日告示)による指名停止を受けていないこと。

(2) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。

- (3) 京丹後市が行う契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年4月1日告示）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 参加申込・受付方法等

本プロポーザルへの参加意思がある場合は下記の方法により申し込みをすること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
- ② 本製品に関する見積書及び内訳書
- ③ 想定機器の仕様書
- ④ 会社概要（様式第2号）
- ⑤ 提出部数 上記①～④を各1部

(2) 提出場所 京丹後市役所 市民環境部 市民課

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話：0772-69-0210 / FAX：0772-62-6716

Email：shimin@city.kyotango.ig.jp

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出期限（必着）

令和7年2月12日（水） 午後5時15分まで

5. 本実施要領に対する質問及び回答

(1) 質問期限及び方法

令和7年2月5日（水）16時までにEメールにて提出

(2) 回答及び方法

令和7年2月6日（木）を目途に回答

6. 参加資格審査結果の通知

参加資格結果の通知を参加意思表明者全員に書面で通知します。

通知予定日：令和7年2月13日（木） 予定

7. 企画提案書等の作成・提出について

- (1) 企画提案書等提出期限 令和7年2月19日（水） 午後5時15分（必着）

(2) 提出書類

① 企画提案書

- ・様式第3号から様式第10号により作成を行い提出してください。
- ・A4縦とし、作成・表現方法は提案者の自由とする。
- ・様式内の指定番号については、「参加資格結果通知」に記載された番号を記載すること

② 証明書

- ・登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※発行後3か月以内のもの
- ・納税証明書または完納証明書（住所を有する市町村の市町村民税のもの）※発行後3か月以内のもの
- ・国税の納税証明書（「その3の3」法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）※発行後3か月以内のもの

③ 提出部数

- ①は6部（正本1部、副本5部）、その他は1部

④ 提出方法

市民課まで持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、「増築棟番号発券機企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法としてください。

（各様式については、市ホームページからダウンロードしてください。）

8. 評価及び選定結果について

(1) 評価について

評価基準に基づき、審査委員会にて評価を行う。

(2) 選定について

審査委員会の委員が、提案書等の内容及びプレゼンテーションを踏まえ、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、審査委員全員の平均点がこれに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

(3) プレゼンテーションについて

- ①開催日時：令和7年2月25日（火）（詳細は参加意思表明書提出者に別途通知）
- ②会場：京丹後市峰山総合福祉センター 2階 コミュニティホール
（受付及び控室は和室）

〒627-0012

京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

- ③時間：1提案者につき40分以内（発表30分以内＋質疑10分以内）
- ④出席人数：1提案者につき3名まで（PCオペレーターを含む）
- ⑤留意事項：プレゼンテーションは提出した提案書等に基づき行うこと。

当日の追加資料の配布は認めない。

また、プレゼンテーション及び質疑応答は、契約後の業務において発注者との窓口として配置を予定している、主担当となる者が行うこと（原則１名）

なお、プレゼンテーションの実施にあたり、会場の６５型ディスプレイとHDMIケーブル、マイクを用意する。その他の必要な物品は参加者が準備すること。

（４）選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

９．日程

公募開始	令和７年１月３１日（金）
質問の受付期限	令和７年２月５日（水）
質問の回答	令和７年２月６日（木）
参加表明書の受付期限	令和７年２月１２日（水）
プレゼンテーション審査の案内	令和７年２月１３日（木）
提案書等の提出期限	令和７年２月１９日（水）
プレゼンテーション・審査委員会	令和７年２月２５日（火）
結果通知	令和７年２月２８日（金）
契約締結予定日	令和７年３月中旬（予定）

１０．契約事項

（１）契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については参加者が審査時に提出した金額を超えることはない。

（２）「１０．資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。

（３）契約の履行に関しては、京丹後市契約規則及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

１１．資格喪失

（１）提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

（２）本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。

（３）「９．契約事項（１）」で行う協議が整わなかったとき。

（４）その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

1 2. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- (4) 一応募者が複数の提案書を提出することはできない。
- (5) 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者の断りなく使用はしない。
- (6) 提出された書類は、京丹後市情報公開条例（平成16年条例第7号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第7条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

1 3. 担当連絡先

京丹後市役所市民環境部市民課 担当：堀
〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889
TEL : 0772-69-0210
Email : shimin@city.kyotango.lg.jp